

長久手市 一般廃棄物処理基本計画

みんなでつくろう循環型のまち

～市民、事業者が主役となって進めるごみ減量化～



平成26年3月
長久手市

計画策定の背景と期間

長久手市では、尾張東部衛生組合、瀬戸市及び尾張旭市とともに平成 14、15 年度の 2 か年をかけ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、ごみの減量化・資源化、ごみの適正な処理等について施策を進めてきました。

ごみ処理基本計画策定指針（平成 25 年 6 月／環境省）では、目標年次を概ね 10 年から 15 年先におき、その上で概ね 5 年ごとに改定することを推奨しています。本市では、平成 15 年度に計画を策定以来 10 年が経過し、計画（平成 16～25 年度）の目標年次を迎えたことから、改めて今後 10 年を目標とした計画を策定することとしました。

本計画では、尾張東部衛生組合が策定するごみ処理基本計画との整合性を図るとともに、ごみ処理に関する意識調査、ごみの組成分析などの基礎調査を実施し、その結果も反映させつつ今後のごみ減量・資源循環に関する施策を市民や事業者とともに取り組みながら推進していく計画としています。

計画期間

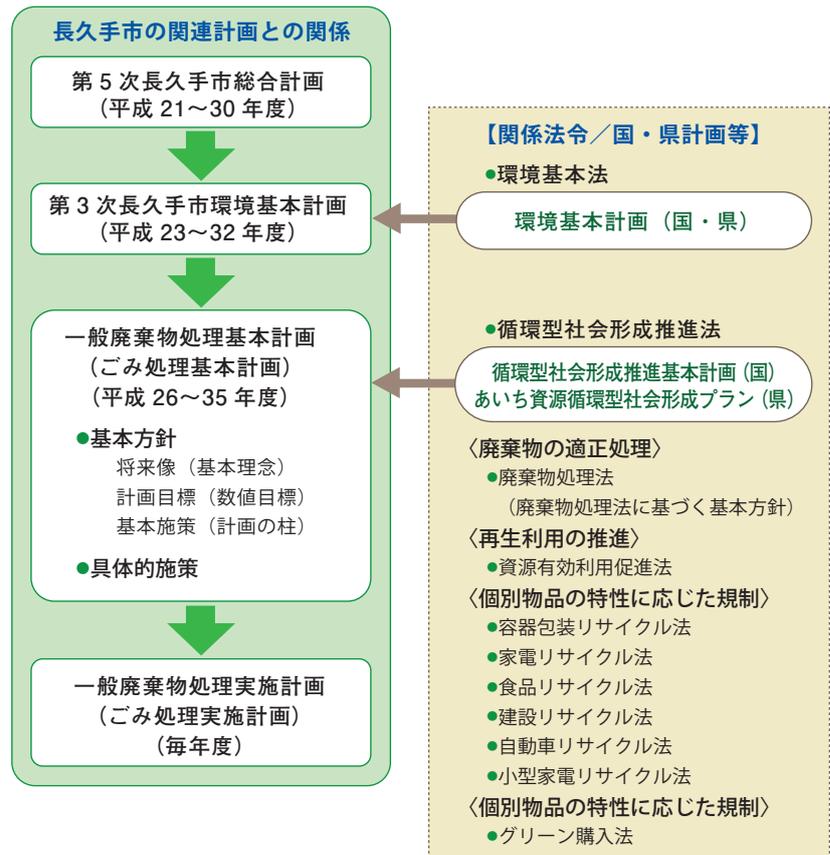
平成 26 年度を初年度とし 35 年度を目標年次とする 10 か年を計画期間とします。

なお、中間年次（5 年後）を目処に見直しを行うものとします。

計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第 6 条第 1 項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」と定められています。

本計画は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としたこの法に基づき、本市の上位計画となる第 5 次長久手市総合計画（計画期間：平成 21～30 年度）の基本方針を踏まえるとともに、長久手市環境基本計画と整合を図りながら、ごみ処理の基本方針、目標、施策を定める計画と位置づけられます。



みんなでつくろう循環型のまち

～市民、事業者が主役となって進めるごみ減量化～

- 市民一人ひとりのごみ減量化を引き続き進めていくことに加えて、市内各事業者の参加・協力によるごみ減量化を強化していく必要があります。
- 依然として残されているごみ減量化の課題に対して、市民・事業者と行政が共に考え、市民・事業者が主役となる実践行動をつなげていきます。

計画目標（数値目標の設定）

家庭と事業者の双方から排出されるごみの発生量そのものを抑制すること及び資源となる不要物を含めた不要物の発生量を抑制することが最も重要であるとの観点から、以下のように2つの主要成果指標と目標値を設定します。

主要成果指標 1 1人1日あたりのごみ排出量（家庭系及び事業系）

指標の説明	現状値(平成24年度)	目標値(平成35年度時点)
家庭及び事業所の双方から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	740 g / 人・日	623 g / 人・日 (16%削減)

主要成果指標 2 家庭系1人1日あたりのごみ・資源排出量

指標の説明	現状値(平成24年度)	目標値(平成35年度時点)
家庭から排出されるごみ及び資源(集団回収も含む)の量	717 g / 人・日	650 g / 人・日 (9%削減)

また、家庭と事業者の個々の成果を測る指標として成果指標1と2を設定します。また、ごみの発生抑制の次の段階としては、ごみの資源化(リサイクル)も重要であることから、「資源化率」についても成果指標として設定します。

成果指標名及びその説明	現状値(平成24年度)	目標値(平成35年度時点)
成果指標 1 家庭系1人1日あたりのごみ排出量 家庭から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	541 g / 人・日	451 g / 人・日 (17%削減)
成果指標 2 事業系ごみ排出量(年間) 事業所から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	3,927 トン / 年	3,731 トン / 年 (5%削減)
成果指標 3 資源化率 家庭から排出される不要物のうち、資源(集団回収も含む)の割合	26%	36% (10%増加)

基本施策（計画の柱）

前記の数値目標を達成し、将来像「みんなでつくろう循環型のまち～市民、事業者が主役となって進めるごみ減量化～」を実現するためには、まずは、第一義的に市民及び事業者の【意識改革・行動喚起】を進めることが重要であり、これとあわせて、【発生抑制】、【資源循環】、【適正収集・処理】を展開します。こうした認識のもとで、以下のように、5つの基本施策を計画の柱として設定して施策・事業の展開を図っていくものとします。

基本 施策 1

ごみについて学び、そして実践行動につなげる 【意識改革・行動喚起】

市民一人ひとりの意識改革が進むよう、啓発活動や学習機会を提供し、ごみ減量化に向けた市民の実践行動につなげます。

基本 施策 2

まずは、ごみをつくらない・出さない 【発生抑制】

ごみをつくらない・出さない生活スタイルを確立・浸透させます。
※Reduce(発生抑制)、Refuse(ごみになるものは買わない・断る)

基本 施策 3

長く使う・循環的に利用する 【資源循環】

モノを長く使い、その後は再利用・再生利用するという生活スタイルを確立・定着させます。

※Repair(修理して使う)、Reuse(再利用)、Recycle(再生利用)

基本 施策 4

環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する 【適正収集・処理】

運搬収集・中間処理・最終処分では、環境負荷をかけない処理・処分体制を構築します。また、ごみ処理のコスト低減を目指します。

基本 施策 5

事業者の主体的なごみ減量を推進する 【意識改革・行動喚起】

事業者の主体的な行動を促すことにより、本市の課題である事業系ごみの減量を推進します。

市民・事業者と行政が共に考え、市民・事業者が主役となる実践行動に！

施策・事業の体系

★印は、新規の施策・事業

基本施策1：ごみについて学び、そして実践行動につなげる 【意識改革・行動喚起】

<p>施策①：ごみ減量化・資源化等に対する市民意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. 広報ながくてやホームページ、環境かわら版などを通じた意識啓発と情報提供 イ. 地域出前型のごみ減量化の啓発★ ウ. リサイクルマーケットや環境見本市の開催を通じた意識啓発と情報提供 エ. ごみ処理施設見学会や収集体験会等の開催 オ. 地域における環境美化の促進
<p>施策②：学校教育におけるごみ学習の支援</p>	
<p>施策③：ごみ減量化等に取り組む家庭や市民団体等への支援と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. ごみ減量化優良事例の紹介・表彰制度（がんばる市民応援制度）の検討★ イ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量化作戦の展開★

基本施策2：まずは、ごみをつくらない・出さない 【発生抑制】

<p>施策①：生ごみ減量化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. 家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器の普及 イ. 地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立★ ウ. 生ごみのもうひと絞り運動（水切りキャンペーン）の実施★ エ. エコクッキングの普及・啓発
<p>施策②：買い物時のごみ発生抑制の促進</p>	
<p>施策③：ごみ分別・ごみ出しルールの徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. ごみ分別方法の周知徹底 イ. 混入ごみや収集日外ごみ対策の徹底 ウ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量化作戦の展開★【再掲】 エ. 仮称：ごみ分別指導・監視員の設置★

基本施策3：長く使う・循環的に利用する 【資源循環】

<p>施策①：修理・リフォームの促進等によるモノを修理して長く使用する生活文化の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. おもちゃ病院の開院日の検討★ イ. 服や靴等のリフォームをするお店の認定制度と協力・連携の検討★
<p>施策②：不用品の交換システムの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. リサイクルマーケット等の定期的な開催 イ. ながくてエコハウスの掲示板等を通じた不用品交換の促進 ウ. リサイクルショップ等のお店の認定制度と協力・連携の検討★
<p>施策③：資源回収の拠点施設等の充実・整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. ながくてエコハウスの充実 イ. 公共施設等を活用した地域の資源回収拠点の整備★ ウ. 民間のリサイクル拠点との連携★ エ. 団体資源回収の促進
<p>施策④：リサイクル対象品目拡大の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. 刈草や剪定枝の資源化方法の検討★ イ. 紙おむつの資源回収の実施検討★
<p>施策⑤：資源ごみの持ち去り対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア. ごみ持ち去りに関する条例規定の周知と市民の協力による監視・通報の促進
<p>施策⑥：ごみ分別・ごみ出しルールの徹底【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> イ. 仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置★【再掲】

基本施策4：環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する 【適正収集・処理】

<p>施策①：ごみの回収場所における適正排出の徹底</p>	<p>ア. 回収不可ごみを出さないような収集・運搬方法の検討★ イ. カラス等によるごみ散乱防止 ウ. 地域住民が選定する地域のごみ・資源置場等の適正管理の促進 エ. 仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置★【再掲】</p>
<p>施策②：環境負荷の低減にも配慮した効率的な収集・運搬・処理の実施</p>	<p>ア. 効率的な回収ルートや収集回数の検討★ イ. 地域のごみ・資源置場の適正配置のルールの検討★ ウ. 家庭ごみの有料化やごみ処理手数料(尾張東部衛生組合処理手数料)の適正化の検討</p>
<p>施策③：資源回収の拠点施設等の充実・整備 【再掲】</p>	
<p>施策④：尾張東部衛生組合の効率的な運営</p>	
<p>施策⑤：不法投棄対策等の推進</p>	<p>ア. 長久手市美しいまちづくり条例に基づくごみのポイ捨て防止の啓発活動と地域清掃活動の実施 イ. 不法投棄の監視体制・未然防止策の充実の検討</p>

基本施策5：事業者の主体的なごみ減量を推進する 【意識改革・行動喚起】

<p>施策①：事業者に向けた意識啓発の充実</p>	<p>ア. 事業者向け「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成・配布★ イ. 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者等に関する情報提供の充実 ウ. ごみ減量化優良事業所の紹介・表彰制度(がんばる事業者応援制度)の検討★</p>
<p>施策②：事業者が積極的に取り組むことのできるごみ削減の推進★</p>	
<p>施策③：事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底</p>	<p>ア. 事業系一般廃棄物の減量化のための新たなルールの確立★ イ. ごみ処理場晴丘センターにおける搬入事業者や許可事業者に対する抜き打ち調査等を通じた分別指導の徹底</p>
<p>施策④：公共施設における率先行動の実践</p>	



市民・事業者参加促進プロジェクト

市民、事業者ぐるみでごみ減量化等を進めていくため、特に、以下に示す施策・事業を「市民・事業者参加促進プロジェクト」として位置づけ、重点的に施策・事業の推進を図っていくものとします。

基本施策	施策・事業コード	施策・事業名
基本施策 1	施策①	イ 地域出前型のごみ減量化の啓発 【新規】
		エ ごみ処理施設見学会や収集体験会等の開催（そのうち、大人を対象にしたごみ収集体験やごみ処理施設見学会等の開催検討）【継続】
	施策③	ア ごみ減量化優良事例の紹介・表彰制度（がんばる市民応援制度）の検討 【新規】
		イ 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開 【新規】
基本施策 2	施策①	ア 家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器の普及 【継続】
		イ 地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立 【新規】
		ウ 生ごみのもうひと絞り運動（水切りキャンペーン）の実施 【新規】
	施策③	ア ごみ分別方法の周知徹底（そのうち、「ごみ・資源の分別辞典」や「分別工夫事例集」の作成）【拡大継続】
		エ 仮称：ごみ分別指導・監視員の設置 【新規】
基本施策 3	施策③	イ 公共施設等を活用した地域の資源回収拠点の整備 【新規】
	施策④	ア 刈草や剪定枝の資源化方法の検討 【新規】
		イ 紙おむつの資源回収実施検討 【新規】
基本施策 5	施策①	ア 事業者向け「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成・配布 【新規】
		ウ ごみ減量化優良事業所の紹介・表彰制度（がんばる事業者応援制度）の検討 【新規】
	施策②	事業者が積極的に取り組むことのできるごみ削減の推進 【新規】
	施策③	ア 事業系ごみの減量化のための新たなルールの確立 【新規】
計画の推進に向けて		「仮称：ながくてごみ減量タウンミーティング」の開催 【新規】

施策・事業の例 1

ながくて大学生ごみ減量プロジェクト「Na-Gomi」

- 市内の大学生との協働によるごみ減量化等をテーマとした取り組みをはじめました。
- ごみ減量をPRしていくための「ゆるキャラ」づくりや、従来型のごみ拾いに「スポーツ」のエッセンスを加え、楽しみながら環境美化を行う「スポーツ GOMI 拾い」など、学生ならではの取り組みを進めつつあります。



施策・事業の例 2 「ごみ・資源の分別辞典」や「分別工夫事例集」の作成

- 市民が迷わずにごみ・資源の分別ができるよう、詳細な品目区分やその見分け方を解説した「ごみ・資源の分別辞典」を作成しているところです。
- また、工夫して分別を行っている優良事例を紹介する「分別工夫事例集」についても作成する予定です。

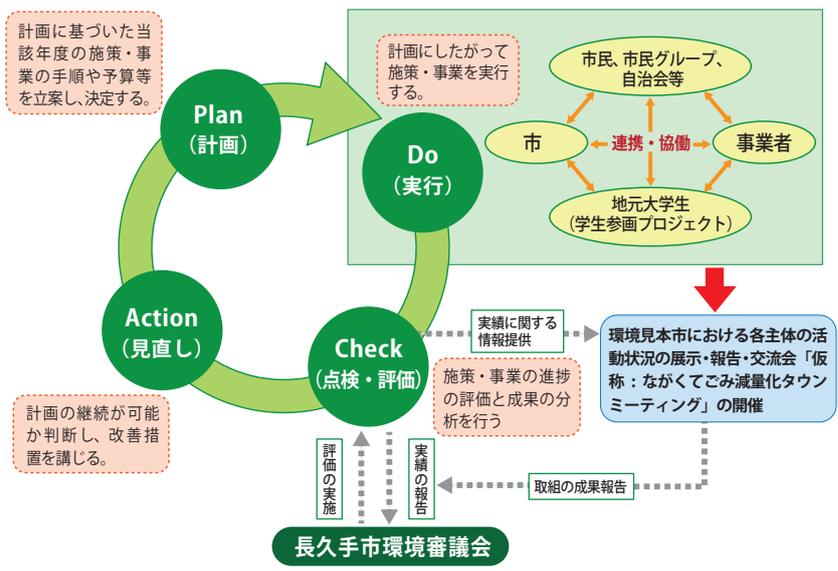


施策・事業の例 3 地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立

- 生ごみを水や炭酸ガス、液肥等に分解する生ごみ処理プラントを自治会や町内会といった身近な地域単位に設置し、地域ぐるみで生ごみの回収と処理を行う生ごみ処理システムの確立について検討します。

計画推進体制と進行管理

計画で掲げた施策・事業を着実に実施していくため、一人ひとりの市民や地域組織、事業者などとの協働により計画を推進します。また、環境マネジメントシステムを活用し、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行うものとします。



長久手市一般廃棄物処理基本計画 【概要版】

お問い合わせ先 長久手市くらし文化部環境課
 〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
 電話：0561-56-0612 ファックス：0561-63-2100